

那覇市長 様

主治医意見書（医療的ケア児用）

ふりがな 児童氏名	生年月日	平成・令和	年	月	日生
	男・女	(令和5年4月1日時点の年齢)			歳)
保護者名	続柄 ()		連絡先	-	-
住所	那覇市				

太枠内、医師の記入 《お医者様へ》 医療的ケアの内容については、裏面をご参照ください。

病名・診断名	
①薬の服用	<input type="checkbox"/> あり (1日 回) 薬の内容： <input type="checkbox"/> なし
②日常的に必要な 医療ケアなど	<input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう) <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 血糖値測定 <input type="checkbox"/> インスリン注射
	<input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ <input type="checkbox"/> 腎ろう <input type="checkbox"/> ストマ(人工肛門) <input type="checkbox"/> 服薬
	<input type="checkbox"/> 医療的ケアの必要はない
③保育・教育施設に において必要な 医療ケアなど	<input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう) <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 血糖値測定 <input type="checkbox"/> インスリン注射
	<input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ <input type="checkbox"/> 腎ろう <input type="checkbox"/> ストマ(人工肛門) <input type="checkbox"/> 服薬
	<input type="checkbox"/> 医療的ケアの必要はない
④保育施設での 集団保育の可否	保育施設は、乳幼児が長時間にわたり集団で過ごす場です。食事や午睡、集団での遊びなど他のお子さんと同じ保育室の中で集団で過ごします。
	<input type="checkbox"/> 保育施設での集団保育は可能
	<input type="checkbox"/> 保育施設での集団保育は不可
⑤保育施設での生活 上配慮及び活動の制 限	保育施設での集団保育における配慮 <input type="checkbox"/> 常に必要とする (内容)
	<input type="checkbox"/> 部分的に必要とする 本児のペースで発達に応じた生活および運動が可能
	<input type="checkbox"/> 必要としない 同年齢児童と同じ強度・速度の生活および運動が可能
	活動の制限(詳細は別紙) <input type="checkbox"/> あり
	<input type="checkbox"/> なし

上記のとおり意見書とします。

記入日 令和 年 月 日

医療機関名

住所

主治医氏名

印

問い合わせ先：那覇市役所こどもみらい課支援グループ TEL098-863-0777

医療的ケアとは

医療的ケアとは、日常生活の中で恒常的に必要とされる医療行為（医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす、又は危害を及ぼす恐れのある行為）のことであり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とされています。

医療的ケアの種類とケアの内容については、国ガイドラインに基づき下表のとおりとします。

なお、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は医療的ケアには、含まないものとします。

利用的ケアの種類	医療的ケアの内容
経管栄養	・自分の口から食事を取れなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）を通じて、栄養剤を胃や腸まで送る方法です。
服薬管理	・主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行います。処方された薬を処方通りに正しく服薬できる習慣を身に付け、薬の飲み忘れの防止、受診への意識付けを図ります。
吸引	・痰や唾液、鼻汁などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをすることを指します。吸引は、本人にとって決して楽なものではありませんが、痰や唾液を取り除くことで、呼吸を楽にし、肺炎などの感染症を予防するために必要です。
導尿	・排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿するものを指します。 ・子どもの場合、成長に伴い自分で導尿ができるようになる場合もあります。その場合でも、身体介助や清潔操作の介助が必要になる場合があるが、その際の介助は医療行為には当たりません。
酸素療法（在宅酸素療法）	・呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素供給器等を使い、酸素を補います。
気管切開部の管理	・気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ周辺の管理を行います。
吸入	・呼吸器系の疾患を持つ患者が薬剤の吸入をしたり、スチームの吸入をしたりします。
人工呼吸器の管理	・人工呼吸器（肺を出入りする空気の流れを補助するために用いる機械であり、その目的は適切な換気量の維持、酸素化（酸素が血液に取りこまれること）の改善、呼吸器仕事量（呼吸のために呼吸筋群が行う仕事量）の軽減を図るもの。）の動作確認や設定等の管理を行います。
インスリン注射（皮下注射の管理を含む）	・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的なもしくは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補います。
人工肛門（ストーマ）	・病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを造るものを指します。 ・装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ないです。 ・人工肛門の装具の交換、排泄物の処理は医療行為には当たりません。

